

- 八、労働組合の役員又は組合員は労働争議遂行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、團體的示威又は文書の頒布若しくは貼付を爲したるの故を以て處罰せらるゝことなし。
- 九、労働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合員としての行爲に關し法定代理人の同意又は夫の許可を要せず。
- 十、労働組合は司法裁判所の判決を経るにあらざれば解散せらるゝことなし。
- 十一、地方長官は労働組合の規約又は決議法令に違反するものありと認めたるときは警告を發し、若し應ぜざる場合はその取消變更を裁判所に訴請する事を要す。
- 十二、六に違反したる雇主又は代理人は六ヶ月以上三年以下の懲役に處す。

健康保險法改正要綱 (第二回大會決定)

主 文

我等は健康保險法が實施されて六年、其の間に於ける體驗に鑑み現行法に幾多の缺點あるを認め、左記要綱に基く改正を即時政府に於て斷行せられん事を要求す。

改 正 要 綱

第二章 被保險者の範圍

- 一、原則として現行法に於ける強制保險と任意保險の區別を廢し、全部一括して強制保險とする事。(現行法第十三條及第十四條)

四條の修正

- 二、左記各項に於ける労働者に適用範圍を擴張する事

- イ、労働者災害扶助法を適用する労働者
- ロ、一定數以上の商業使用人
- ハ、家内工業に従事する労働者
- ニ、棧橋、倉庫、波止場、岸壁、停車場、貯船、船舶等の相互間に於て貨客の輸送運搬に従事する労働者並に平水航路、湖川港灣のみを航路定限とする汽船、帆船、艇船、曳船、ランチ、不登薄船、其他船舶法の適用を受けざる各種船舶乗組員
- ホ、古船解撤事業に従事する労働者
- ヘ、其他一般被備者(以上現行法第十三條及第十四條の修正)

- 三、被保險資格の取得及喪失

右については解雇後一定期間は何等手續を要せずして、被保險者たる資格を確保すること。(現行法第十八條の修正)

第三章 保 險 者

第二十二條規定の健康保險組合設立に付いては、政府は積極的にこれを助長し、第二十八條規定の趣旨に基づき認可の申請ありたるときには遅滞なく認可の手續をとるべき事。

第四章 保 險 給 付

- 一、給付範圍は大體に於て疾病、負傷、死亡、分娩とす(現行法第一條)